

平成25年10月1日

# 敷地内全面禁煙のお知らせ

**平成25年10月1日より  
敷地内全面禁煙です**

当院では、健康増進法にのっとり、建物内は禁煙とし、喫煙者のために建物外に指定場所を設けて分煙化に努めてまいりました。

この度、皆さまの健康の維持増進を使命とする医療機関として、受動喫煙防止をいっそう徹底すべきと考え、敷地内全面禁煙を実施することとしましたのでお知らせします。皆さまのご理解とご協力をお願いします。

病院敷地内（駐車場も含む）はすべて禁煙とします。

ご来院の皆さま、当院職員および関係業者のすべてが対象となります。

なお、当院では外来患者さん対象に禁煙外来を実施しています。

予約制となっておりますので、ご希望の方は下記までご連絡ください。

TEL 042-561-1698 又は 042-561-0965

(平日の月～金 午後1時～5時)

## 【健康増進法 第25条】

学校、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所、官公庁施設、飲食店その他の多数の者が利用する施設を管理する者は、これらを利用する者について、受動喫煙（室内又はこれに準ずる環境において、他人のたばこの煙を吸わされることをいう。）を防止するために必要な措置を講ずるように努めなければならない。

国立病院機構村山医療センター

院長 朝妻孝仁

